

令和2年度第6回小高区地域協議会会議録

1 日 時：令和3年1月18日（月）  
午後2時00分～5時05分  
2 場 所：浮舟文化会館 研修室

●小高区地域協議会委員数：15人

【出席委員名 15名】

会 長	林 勝典	委 員	堀内 洋伯
副会長	阿部 貞康	委 員	小牛田 一男
委 員	橘 由美子	委 員	飯塚 宏
委 員	小林 友子	委 員	室原 真二
委 員	今村 秀身	委 員	杉 重典
委 員	本田 博信	委 員	末永 義人
委 員	西山 喜代子	委 員	半谷 恵美子
委 員	田中 由里子		

【欠席委員 なし】

【説明職員等】

小高区役所長	山田 利廣
小高区地域振興課長	根本 剛実
小高区地域振興課自治振興担当係長	木幡 琴絵
小高区地域振興課主事	原田 翔
小高区地域振興課主事	岡田 智樹（書記）
小高区市民総合サービス課建設相談担当係長	松本 弘樹
公有財産管理課長	高橋 一善
公有財産管理課財産管理係長	鴨志田 貴之
公有財産管理課財産管理係副主査	相良 晃平
コミュニティ推進課長	佐々木 忠
コミュニティ推進課地域自治振興係長	高野 真至
水道課長	今野 浩宗
水道課総務係長	田中 浩之
水道課工務係長	鎌田 和久
危機管理課長	鈴木 隆一
危機管理課防災係長	井堀 信一

生活環境課新エネルギー推進係長  
生活環境課環境保全係主査

橋本 弘延  
鈴木 健太郎

## 1. 開 会

### ○事務局

只今より令和2年度第6回小高区地域協議会を開会いたします。本日、地域協議会委員15名中、15名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。最初に、林会長からご挨拶をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

## 3. 議事

### ○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。林会長、よろしくお願いいたします。

### (1) 会議録署名人の指名

#### ○林会長

会議録署名人は、小牛田 一男 委員、杉 重典 委員の2名にお願いします。

### (2) 諮問事項

#### 諮問事項①

#### 小高区自治振興基金の活用について

#### ○林会長

諮問事項を議題といたします。担当課の説明に入ります前に、市長諮問書の提出があります。

○事務局

市長が別公務のため、小高区役所長から諮問を行います。

(小高区役所長 諮問書読み上げ)

○林会長

「小高区自治振興基金の活用について」の諮問をお受けしました。それでは、担当課から説明をお願いします。

小高区地域振興課 資料7により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○小牛田委員

今回の「4観光一般経費」の中には、害虫対策等の消毒は行う予定ですか。消毒も行った方が良いと思います。

○小高区地域振興課

テングス病については、伐採のみです。消毒については、今回の事業費の中には入っておりません。今年度は、案のとおりテングス病の剪定を行い、消毒については来年度に検討していきたいと思います。

○林会長

薬剤散布をするというより、恐らく幹に薬剤を打ち込むのだと思われ。害虫対策等については、できないことはないと思うので、来年度に検討してください。

○小林委員

今回いただいた資料の地図に、福浦小学校等の今はない場所が記載されていますので、こういった資料を作る際は、現状の地図を使用していきたい。

○堀内委員

「5小高駅前観光案内看板改修」についてですが、私は仕事柄駅前にいるんですが、5、6人で来て、看板の様子だけ見て帰っていった。寸法等

の計測もしていなかった。また同じようなものを作るのか、それとも縮小して作るようになるのか。今ある場所が出っ張っていて交通に支障が出ているので、駅から降りてきてすぐ見える場所や、駅前の駐車場等に移動してみてもどうか。

○小高区地域振興課

5、6人で見に来ていたのは、おそらく財政課で見に来ていたのだと思います。地域振興課で、業者を呼んで、寸法等を計測して見積もりを依頼しました。今ある施設が記載されてなかったり、ない施設が記載されていたりしますので、全面的にリニューアルしたいと思っております。デザイン性も惹かれるようにしていきたいと思っております。

○堀内委員

大きさは同程度のものを作るのですか。

○小高区地域振興課

今あるものを張り替えるようになります。

○小林委員

私は、あの場所で良いと思っております。その場所に「街のお知らせ版」のような、行事等のお知らせができれば良いのかなと思います。もしくは「ここはこんなことをやっていますよ。」等の具体的な案内があると良いと思います。要望です。

○林会長

要望のようですので、事務局は検討をお願いします。

○阿部副会長

今回の事業のうち、役所が直営で行うのは何になりますか。

○小高区地域振興課

「5小高駅前観光案内看板改修」は補助金で実施します。その他については市の直営となります。

○阿部副会長

「テングス病対策」と、「小高交流センターのイルミネーション装飾業務委託」については、やめるまで継続するんですね。「テングス病対策」については、4か年計画と記載がありますが、「交流センターのイルミネーション装飾業務委託」が始まるときにもお示しをいただきましたかった。

「参考資料」の令和2年度の積立金を見ると、9,644千円とありますが、財源について伺います。利子だけではないですね。

○小高区地域振興課

片草地区に太陽光発電パネルを設置している事業者からの協力金が、平成28年度から令和3年度まで、9,600千円入ってきております。令和4年度から令和15年度までは4,800千円入ってくる予定です。

○阿部副会長

協力金については片草地区だけなのでしょうか。その他の事業所からの協力金はないのでしょうか。

○小高区地域振興課

こちらの事業に関して、太陽光発電の補助金を利用するのに条件がありまして、自治体への地域貢献が必要ということで、補助金のうちの約半分は基金の中に積み立てて、市で活用することで、平成28年に契約を結んで毎年協力金として収入しているという状況です。

○阿部副会長

協力金はこのような形で使用するのですか。

○小高区地域振興課

補助金の条件の中に、「地域の活動の振興に使う。」ということですので、自治振興基金に入れて、小高区での特徴のある事業で使用するということです。

○阿部副会長

では、もっと自治振興基金を使用しても良いかもしれませんね。積立金と事業費が同等なので、減っていかないです。使えば良いというわけではないですが、もっと大きな事業を行っても良いかもしれません。

○林会長

ほかに、意見・質問はございませんか。なければ、答申のまとめに入ります。「小高区自治振興基金の活用について」は妥当と判断します。異議はありませんか。

(異議なし)

では原案は妥当であると答申いたします。

(会長 答申書読み上げ、区役所長へ手渡し)

○林会長

それでは、諮問事項については終了とします。

### (3) 報告事項

#### 報告事項①

南相馬市公共施設再編個別計画(素案)に係るパブリックコメント手続きの実施について

公有財産管理課 資料1により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○西山委員

「資料1-2 第4章」のところの表に例として挙がっていますが、福浦小学校の隣にある、小高コミュニティセンターについてです。事前評価は廃止になっていますが、再編方針の2期については、複合(移転)となっているので、考え方を教えてほしい。

○公有財産管理課

「資料1-2 4再編方針決定までの流れ」を見ていただきたいのですが、上から二つ目に「事前評価」というところがあります。こちらはカルテの部分になりまして、機械的に、建物が劣化しているかどうか、利用者が多いのか少ないのかを評価します。その結果が廃止ということになります。

したが、実際に利用されている方もいらっしゃると思いますので、そういった方との協議であるとか、他の施設との状況を検討した結果、カルテでは廃止となりましたが、再編方針では複合ということで機能を他の施設に移転をして、機能自体は残すというような意味合いになります。ですので、小高コミュニティセンター自体は廃止をしますが、その機能は近くの公共施設等に移転をして、今まで通り同じサービスを受けられるようにしていくというような内容になっております。カルテと、再編方針の違いについては、カルテは機械的に、その後、利用者等の意見を聞いて決定したのが再編方針になります。

○西山委員

施設一つ一つを公有財産管理課で調べているのですか。どれくらい利用があって、どのように利用されているのか確認されているのですか。

○公有財産管理課

事前調査については、各担当課が実施をしまして、その結果を公有財産管理課で取りまとめています。

○西山委員

小高コミュニティセンターは福浦地区にありまして、福浦に住んでいる市職員の方に、サロン等で利用してほしいと依頼がありましたので、実際に利用しようとしたのですが、トイレが故障しており、利用できていない状況です。それでも利用しているところがあるということと、廃止とした場合、その建物を今後どうしていくのか。トイレが壊れているのに他の人に譲るとしても、買い取る人もいなければ使いたい人もいないと思います。ですので、現状をしっかりと把握していただいたうえで、こういう資料に載せていただきたい。

○林会長

震災後、通常通り使用できる状況に復旧した状態と、現状のままの状態とでは、まったくものが違うと思います。現状のまま判定しているのであれば、当然、廃止となる施設が多くなると思います。そうならないためには、震災前のように復旧した状態で、どれくらいの利用頻度があるのか再判定をしなければならないと思いますがどうでしょうか。

○公有財産管理課

確かに、施設の状態を元に戻すというのは一番理想的ではありますが、この調査を実施しているのが、平成27年度以降に行っておりまして、タイムラグはありますが、機械的な判定と、その判定からの利用者等々との協議の時間を設けて、これまで協議したということでありますので、利用状況、利用したいという希望含めて、こういった方針になっております。今後も、施設の継続の有無等については、機械的な判定ではなく、利用されている方の声を聞いたうえで方針を検討していくことになりますから、現状、利用者が少ないとなっておりますが、潜在的なニーズ等も考慮して方針を定めていきたいと考えております。

○田中委員

今、利用者等の意見を聞いてやっていきたい等の話がありましたが、今までほとんど聞かれていません。どこで協議されているのか、私たちはわかりませんが。また、近隣の施設を使うとありましたが、近隣に施設がない場合が多々ありますがそういった場合はどうなのでしょう。

○公有財産管理課

特定の施設ですか。

○田中委員

特定の施設ということではありません。今まで利用をしてきた施設が、特に協議等もなく、突然この施設廃止になるらしいよとの声が聞こえてきます。実際に利用している方との協議をしたというのは聞いたことがありません。

○公有財産管理課

施設の管理者の判断で、どのような利用者の意見を聞くかを決めています。すべての利用者と話すことはできませんので。2段階で調査をしておりまして、一段階目が主な利用者意見をお伺いするというので、二段階目が広く、個人の方にも意見をお伺いするというので今回のパブリックコメントという機会になっておりますので、意見をいただければと思います。

○堀内委員

公共施設の管理者は市長ですか。それとも指定管理者になるのですか。



○公有財産管理課

公共施設の管理者は担当の部長です。例えば小高生涯学習センターであれば、教育委員会事務局長が管理者になります。

○堀内委員

市役所の部署が管理者になるということによろしいですか。

○公有財産管理課

施設の管理者については部長職になりますが、現場で管理している管理者の方の意見を聞いたりして、部長職が判断をしていくということです。

○堀内委員

いただいた資料にも管理者が誰になるのか記載した方が良いのではないのでしょうか。

○公有財産管理課

「資料1-3 12ページ」に表がありまして、左から4つ目に施設管理課が記載されております。記載されている課が実際に管理をしているところになります。管理者は、その課の部長です。

○小林委員

なぜ、ここで問題になっているのかというと、震災後にちゃんと施設を直していませんよね。そのため、震災後に住民が帰ってきても実際に施設を利用できないわけです。それなのに施設の利用が少ないという理由はおかしいというのが根本的な理由です。まして、12ページの集会施設については、小高は2箇所しかないですよ。他の鹿島は3箇所もあります。「これだけの距離があるのに、2箇所のうち1箇所を廃止にして良いのですか。」というのが皆さんの思いだと思います。また、小高コミュニティセンターは1984年に建設されていて、高平生涯学習センターは1979年ですから、5年後に小高コミュニティセンターが建った建物なので、老朽化ということであれば直せると思うということが私の意見です。

○今村委員

ちょっと難しいですが、本日いただいた小高区居住率の資料の通り、人口の減少率は45.4%です。半分近く帰ってきていません。それと若者

もいません。高齢者率は48.9%です。7,013人の住民基本台帳登録者がいて、3,747人しか住んでない。そうすると施設の利用率が減少するのは当たり前だと思います。利用率が減少したので、必要ないのではないかとということで、廃止という結果になったのではないかと。

この住んでいる3,747人が心配しているのは、帰ってきたくなくなるような、より良い小高区にしたいということ。地域の創生と再生を我々は目指している。それなのに住民の生活環境に不利益になるような小高区になるのはかなり抵抗があり、それを心配しています。このようなことをどんどんやっていくのであれば、人口はどんどん減少して、小高区の再生は届かなくなります。施設の判断についてはもう少し慎重にお願いしたいし、施設の継続は小高の振興には必須です。南相馬市の鹿島、原町、小高は特別区域です。特に施設については、十分に直せるくらい東電から財物賠償をいただいているはずでは。小高区に入った財物賠償を他に当て込んで小高が貧弱になるのであれば、我々住民は如何なものかとなるのではないかと。担当課とか担当部署だけではなく、全体で協議をしていただけるとありがたい。

#### ○阿部副会長

もしコミュニティセンターを廃止するのであれば、廃止ではなく、見直しにしていきたい。福浦小学校は今年度で廃止されるわけですが。福浦小学校の校舎の機能を今後どうしていくのかを踏まえると小高コミュニティセンターの機能を福浦小学校の中に入れて貸し館をする等の検討も必要だと思います。単体だけでの検討ももちろん必要ですが、近隣の施設との兼ね合いもあって良いかなと思っています。市としては建物を減らしていきたいということですね。維持管理にお金もかかりますので。利用がないので廃止にしますという考えはやめてほしいという小高区の考えはありますが、そのようなことも踏まえてパブリックコメントで意見を募集するわけですから、その中でいろいろと意見が出るのかなと思っています。

全体的なことなんですが、「資料1-2 序章 3. 計画期間」のこの計画期間についてですが、平成28年からになっています。「資料1-3 個別計画」の資料作成も大変だったと思います。この個別計画を表に出したのが今年度なので、本来であれば計画期間は令和3年度からになるのではないのでしょうか。5年間計画してきた結果、1期の7年になったと思いますが、それは計画に入れるべきなのではないのでしょうか。それが疑問点です。「資料1-2 第5章 1. 計画の見直しと施設状況情報共有」に4期の目標が25%になっていますが、想定値が14%になっています。想

定値も25%になるようにすれば良いのにとおもいます。20年の計画で、あと15年もあるわけなので、それはできないのですか。できないのであれば、目標を25%にしている意味がないのではないのでしょうか。想定値14%なのに対し、目標は25%に持っていくのは無理だと思えます。

#### ○公有財産管理課

小高コミュニティセンターについて補足したいと思います。「資料1-3 12ページ」を見ていただき、右側にある再編方針の考え方という欄があります。こちらに「検討していく」という文言が書かれているものについては、「市としてはこのような方針ですが、今後利用者等々と検討していく」という意味合いを含んでおります。他の部分の「検討していく」という文言が書かれていないものについては、ある程度利用者と協議ができて、同意があるという施設です。「検討していく」という文言がある施設は、今後検討して内容を修正する可能性があるということになっております。

計画期間については、おおもとの「南相馬市公共施設等総合管理計画」が20年間、平成28年からとなっており、その計画を推進する位置づけの計画ですので、平成28年から17年間ということに合わせています。確かに5年も経過していますが、25%の数値は平成28年度からとなっておりますので、そういった意味で入れております。想定値の14%については、これはあくまでも平成27年度末にシミュレーションを行った結果が25%ということでありまして、今後も見直しをする機会に、財政状況や、別の事業を削減、統一化する等を踏まえて見直しをしていくこととなります。単純に施設だけを削減していくということではなく、他の部分も含めて今後25%に寄せていけるよう上乗せをしていきたいと考えておりますが、まずは施設の延べ床面積を削減できるのが14%ということです。引き続き皆さんとの協議を進めて、更に公共施設を削減していくということを考えていますが、利用者の状況もありますので、市民サービスの低減につながらないように考慮しながら進めていきたいと思っております。

#### ○林会長

なかなか、難しい議題ですが、私の考えを言わせていただきます。現状の施設をどうやって開くかというのは老朽化もあるので変わってくるのは当然なんです。点でばかりで計画を見直すと、無駄なことをやってしまうこともあります。地域の状況、他の施設との関連性等も含めて活用できるのかできないのか、点ではなく線で確認を取って、その中でこの施設は

廃止にする、それとも作り直す、また、この業務や役割は別な施設に移動するなどの対応をある程度、線で考えて対応していただければ、こういった住民との話し合いの中で結論が出てくるのではないかと考えられますので、現状はそのような形でお願いをしたいということで、今回の報告事項は終了としたいのですがよろしいでしょうか。

#### ○飯塚委員

「資料1-3 61ページ」に「小高区東町地区仮設施設」の記載がありますが、ここは「東町エンガワ商店」だと思いますが、もうここはすでに廃止になっています。我々素人にはわかりませんが、ここの床面積分の何パーセント分は削減できますよね。年度ごとに大変ですが更新していただき、おだか認定こども園ができたことにより、保育園も削除できますし。新しくできた施設も入れないといけませんし。そうするとまた面積が変わっていきますよね。新しい情報を年度ごとにチェックして入れていって、どのような進捗状況なのか知りたいです。

#### ○林会長

平成28年度での延べ床面積がいくらあって、それに対して、いくら減って、いくら増えてということは当然あると思います。新たに建設したのものもあると思いますので、そういうものを含めた管理が必要。後から建てられた建物を考えると、25%の削減をしても足りない。「平成28年度での延べ床面積がいくらあって、それに対して、いくら減って、いくら増えてそこから25%ですよ」と示していただけると納得すると思う。この考え方はどうですか。

#### ○公有財産管理課

新規の施設については、次の見直しである、令和5年度からの2期から入れていきたいと考えていました。当然、毎年の進捗管理は行いますが、新規の施設については、令和17年度までの間で、大規模な修繕や、建て替えについては必要ないという状況もありますので、大きな影響はないのですが、入れないというわけにもいきませんので、次の見直しのときに再度シミュレーションを行って、見直ししていきたいと考えております。

#### ○林会長

他に何もなければ、これで報告事項①を終了します。

## 報告事項②

### 南相馬市一円融合の地域活性化条例（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

コミュニティ推進課 資料2により説明

#### ○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

#### ○小牛田委員

この条例で申請した場合、住民基本台帳の閲覧台帳に基づく対象者名簿で閲覧できるのはどこまでなのか。住所と名前までですか。

#### ○コミュニティ推進課

「資料2-3 8ページ」の施行規則第5条にありますが、原則世帯主の情報で、「氏名」「住所」「性別」「年齢」としております。

#### ○小牛田委員

私、行政区長としては、正直、電話番号を教えてください。連絡を取りたい時に名前等はわかるのですが、その後に連絡のしようがない。個人情報だからと言われてしまえばそれまでですが。

#### ○林会長

こちらから電話することができないので、市役所に連絡していただき、私の携帯に連絡くれるのですが、はっきり言って住民の方も電話番号を知られたくないらしく、公衆電話から電話してくる人もいます。公衆電話から連絡されてしまうと、あとは連絡の取りようがない。もちろん携帯電話ですぐにかけてくれる人もいますが、構えてしまう方は公衆電話からかけてくる人もいます。現状ではどうしようもないので、区長会の方で検討をして、各区の区長会、それから説明会を開いて意見をまとめておりますので、これを出していただければ行政区を運営していく上では足りる。ただ、名簿の扱いに関しては十分に注意が必要になります。

#### ○堀内委員

作業員の方が、個人の家を借りていて何人かで住んでいるということがあるんですが、そういったものは個人的に借りているのか、市が情報を提

供しているのか。紅梅住宅とか泊まりに来て誰が入っているのか分からなくて怖いとの声も聞こえてきますが、それについてはどうなのでしょうか。

#### ○コミュニティ推進課

基本的に個人情報を提供しようとしている対象者は、あくまでも住民基本台帳に登録されている方のうち、世帯主というふうに考えております。例えば、住民票を移さないで、作業宿舎に住んでいる方まで掌握するのは難しいです。会社の方針で住民票を移しなさいとしているところであれば、氏名等を提供できるかと思いますが、すべてを提供できることにはならないと考えております。加えまして、避難されている方について、一定程度、市の方で情報は持っておりますが、国の方からあくまでも避難者への支援で行政が利用するよというということで、今回のように行政区長さんに提供するのは、目的外利用でダメだということを言われております。行政区内に住んでいる方の情報をすべて提供できるかという、そこまでは至っていないというのが現状です。それについては、地域のコミュニティの中で、行政区長さん、あるいは隣組長さんと連携を図りながら対応していただきたいと思っております。

先ほど、住宅管理事業者について説明をさせていただきました。これについては、住宅の所有者またはその管理事業者になると思っておりますが、これらの方々に、行政区に加入してほしいと働きかけを今後していきたいと考えているところです。

#### ○林会長

「資料2-2 第7条」に、事業者へ行政区への協力を要請するということになっています。私自身も震災の時に、行政区の中でまったく把握できていなかった戸数が5戸あった。今現在もそういった方がいると思われま。国勢調査をやりましたが、その時の状況から行くと、事業者がアパート等を借りて、そこに居住している。それから、個人住居を借り上げして、そこに何人かで住んでいる。訪ねに行ってもまずいない。メモ書きをしておいて来ても返事もない。電話をくれても住所があるところで申請するという方もいた。おそらくすべてを把握するのは不可能に近いが、できるだけ協力してほしいということが今回の条例の中に入っている。要するに地域の安全安心というか、防犯対策も含めて住民に安心してもらうというのが目的。居住環境が良くなればそれで良いと思っている。

○林会長

他に何もなければ、これで報告事項②を終了します。

### 報告事項③

#### 南相馬市水道ビジョン策定に係るパブリックコメント手続きの実施について

水道課 資料3により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○阿部副会長

計画期間が令和2年度からになっております。令和2年度は間もなく終わりますが、令和3年度からではないのですか。令和2年度にした理由をお聞きしたい。「資料3-2 3ページ」の図に記載がありますが、ビジョンに基づいて、具体的な計画を作る予定になっていますよね。これらの計画の中で、「策定予定」と記載がありますが、これらはいつ作る予定なのか伺います。

○水道課

計画期間が令和2年度からについては、策定が遅れまして、本来であれば令和2年度のもう少し早い段階で策定予定でした。令和2年度のまま進めていきたいと思っております。

計画の策定予定についてですが、「水道事業耐震化計画（策定予定）」「水道事業危機管理マニュアル（策定予定）」については、令和3年度に策定予定です。「水安全計画（策定予定）」については、令和4年から令和5年にかけて策定の計画となっております。

○阿部副会長

資料3-2の表紙の下部の日付が令和2年12月になっていますが、いつに直すのでしょうか。

○水道課

パブリックコメントを実施しまして、水道審議会にかけ、その後に庁議にかけます。最終的に2月か3月頃になるかと思われまます。資料3-2の表紙は変更いたします。

○林会長

話が離れるかと思いますが、小高の水道は地下水が多いかと思いますが、地下水はどちらかというところ赤渋が強いんだと思います。震災以降、リフォーム等を行う家が多く、エコキュートを使用する人が多いのですが、エコキュートのトラブルが増えています。

トラブルの原因が、お湯を沸かすときの配管の熱が上がってくるようです。先端が細くなって流れるのですが、その中に溜まっているのが、レンガ色の汚泥のようなものが出てくるようです。メーカーさんが言うには、お湯を沸かす中の銅管の先端が90度以上に温度が上がると、火災予防のため止まるとのことでした。エコキュートが普及してきて、エラーが表立って増えてきたのかなと思います。自分の家の地下水を使っていてそうなったのであれば諦めますが、水道水を使っているのです、この資料の水の安全ということを考えれば、その点も含めてやっていただきたい。

○今村委員

北鳩原、片草、八景、小谷が全く同じ状況です。私も昨年2月と、今年の1月に同じエラーが出た。1年毎にエラーが出ている。業者に機器が悪いのではないかと伝えたが、業者からは水が原因だと言われた。鉄分が原因ではないかとのことだったので調べていただきたい。

○小牛田委員

本管の水流が滞留しているからではないか。帰ってきて水を使用する人が少なくなっていますので。本管は太いので、流れるところまで流れていないのではないか。

○林会長

水道メーターのところまで水を取ってもらったがそれでも異常はなかった。

○水道課

水道課でも対応させていただきます。一番考えられるのは本管の水の滞留かと思われます。末端の方で、現在の本田さんの家の前で排泥弁をつけていて、そちらで水を捨てているという状況ですが、震災前に比べると、北鳩原の水溜から出る水の量が減少している状況ですので、恐らく、本管



の水の滞留が原因だと考えられます。水道課としては本管の水の張り替え作業を頻繁にやらせていただきたいと思います。

○林会長

他に何もなければ、これで報告事項③を終了します。

#### 報告事項④

#### 南相馬市国土強靱化地域計画（素案）の策定に係るパブリックコメント手続きの実施について

危機管理課 資料4により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○堀内委員

琵琶橋はいつできるのでしょうか。進んでいる気配がないのですが。

○小高区市民総合サービス課

琵琶橋の工期については、令和3年度末までとなっております。順調にいきますと来年の3月までとなっております。橋の付け替え工事については全国どこでも長期間にわたるものとなっております。今までは土台を固めている工事で、現在は橋本体の部分の工事に入っております。長期間にわたりご迷惑おかけいたしますが、ご理解をいただきたいと思います。

○阿部副会長

「資料4-2 3計画期間」についてですが、本計画は令和4年度末までの2年間行って、2年間で進捗を管理するわけですね。その後の計画についてはどのくらいを予定しているのか。

○危機管理課

復興総合計画との整合ということで、それに合わせた期間と考えておりますが、復興総合計画と整合を図っていきながら、国土強靱化基本計画も設定していきたいと考えております。

○阿部副会長

この計画については、基本的なことを定めてあるので、特にありませんが、後ろの方にそれぞれの個別事業が載っております。個別事業の方ではどのような管理をしているのか。進捗管理は数値指標等を用いて総合的にとりましたので、それを取りまとめるのが危機管理課なのですよね。毎年PDCAサイクルを考えながらやっていくのか、それとも2年過ぎた後に行い、その後の5年後に、また行うのか。どのように考えていますか。毎年行うのはなかなか大変だと思います。

○危機管理課

個別事業の管理については、年度毎、事業毎に作成されますので、基本的には年度単位で考えていくと認識しております。

○阿部副会長

各事業、年度毎にその評価を基準にして、取りまとめて、どのくらいの進捗状況なのかを把握するようになるのでしょうか。

○危機管理課

今いただいた意見のとおりでございます。

○林会長

自主防災組織について、「津波」「土砂災害」「大規模自然災害」等々、何件も自主防災組織の強化と記載があります。震災前に作った自主防災組織とはまた違うものなのですか。同じということで良いのでしょうか。

○危機管理課

ここでいう自主防災組織については、震災前に各地域で組織された自主防災組織を指しております。国土強靱化地域計画を踏まえて別なものという考え方はありません。その自主防災組織を改めて活性化する必要があるということで、評価をしながら推進方針として、例えば一部補助の交付や、防災士との連携強化等を推進方針として定めながら、今後、取り組み、展開していくと考えております。

○林会長

震災前に自主防災組織を、全行政区で作ったんですが、震災時、現実的にどれだけ対応できたのか検証はしておりませんが、正直に言うと、あまり役に立たなかった。住民の意識の問題かもしれませんが。

○田中委員

自主防災組織とは、どのようにして作られ、どういった構成なんですか。

○林会長

5項目くらいあって、情報管理や、緊急対応できるよう行政区内の調査等の項目があって、行政区内の役員をそれぞれ貼り付けた。その下に住民たちがどのような役割を行うのかということを規定して、組織図を作った。「いざという時はこのように対応してください」というもの。その中には、要支援班があり、支援が必要な方への対応をしてくださいという班も設けてあったが、震災が起きた際に、実際に活動できたかというとはっきり言って自分のことで精いっぱい機能しなかった。小高行政区では、災害があった際に、梅の香を支援しますという協定を結んでいたため、行政区で支援に行った時には、全部避難し終わっていた。それくらい、いざという時には自分がどのようにして動いていたのかが分からない。私はその時も区長でしたが、情報をくれる人が一人もいなかった。本来であれば、高齢者の家庭が避難して無事だったという情報が来るはずであった。仕方がないので、自転車で走って情報収集して、行政区の中の状況を把握した。それくらい住民は自分のことで精いっぱいになる。震災の規模にもよると思いますが。今でもそのような組織がはっきりしていれば、水害等のある程度予測ができるようなときは、ある程度の活動ができるのではないかと。東日本大震災のような大きな地震等が来ると、自分のところで精いっぱいだったのかなと思います。

○林会長

他に何もなければ、これで報告事項④を終了します。

## 報告事項⑤

### 南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び施行規則の策定に係るパブリックコメント手続きの実施について

危機管理課 資料5により説明

#### ○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

#### ○飯塚委員

今まで名簿に載っていた方についてはどうなるのでしょうか。

#### ○危機管理課

現状、行政区長さん、民生委員さんにお渡ししている避難行動要支援者名簿に載っている方は、「行政区長、民生委員等に情報提供をしてよろしいですか」とお伺いをして、同意を得られた方のみが載っているということになっております。今回の条例を定めることによりまして、拒否の申し出をされない限り、対象者の情報が、行政区長さん、民生委員さんに届くようになります。例えば、小高区で言いますと、避難行動要支援者の名簿に登載されている方は340名いらっしゃいますが、現在、同意を得ている方が134名となっておりますので、行政区長さんに配布している名簿は、この134名の中の、ご自分の受け持ちの行政区の名簿をお渡ししております。

簡単に言えば、これまでは、「同意をされた方のみ」の名簿情報を提供していましたが、これからは、「名簿の情報を提供したくない方」は申し出て下さいという逆の方式で条例を制定するものです。

#### ○林会長

行政区長会で問題になりましたが、拒否した人に対してどういった対応をするべきなのか。拒否したのだから、様子等を見なくても良いだろうということではない。今から問題として挙がってくると思う。名簿に載っていない人でも、この人は様子を見ないといけないという人は行政区で把握できると思う。ただ、いただいた名簿の中には載っていないので、様子を見なくて良いのかといたら、そういうことではない。それを含めて、今後どういった対応をすれば良いのか各行政区のあり方が問われてくる。

○今村委員

介護認定をするときに同意をもらえば良いと思うのだが。介護認定するときに「同意くださいね。」と伝えれば問題なかったのではないか。

○林会長

介護認定はまた別の事業のため、なかなか難しい。また、本人もそういう状況であることを知られたくない場合もある。

○危機管理課

今後は、担当する課所と、調整、協議等をしまして、まず条件に合致する方については、名簿情報として提供させていただきますという流れで、「嫌だ。」という声があった際は、拒否の申し出になりますということについてしっかりと説明していければと思っております。

○林会長

他に何もなければ、これで報告事項⑤を終了します。

#### 報告事項⑥

#### 南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

生活環境課 資料6により説明

○林会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○今村委員

「資料6-1 抑制区域」の表の下段にある農用地区域とは田畑か。農用地区域の田畑は抑制区域とするのか。現状では、国の制度で、農用地で太陽光をやることは下で何かを作れば認められている。右側の「必要な手続き等」のところに、農用地区域からの除外の手続き、農地転用手続き等と記載があるが、この手続きは必須なのか。また、担当部署については農政課と記載があるが、農業委員会との関わりはないのか。山林や宅地については良いのだが、私は農業協同組合の人間なので、農地についてはちゃんと明確にしておかないと、私たち含め、トラブルが発生してしまう。農協に問い合わせがくる。

これについては住民から要望があり、1月の新聞に掲載されていた。事業者ばかりが制約や制限があるが、所有者には何もないのか。今、西部地区に業者が入り、太陽光の設置をどんどん進めている。私は水田の一等地にはやめてほしいと伝えている。太陽光を設置するために農地があるわけではない。農地は食料生産のためにある。ただ、所有者が同意を行えばできてしまうので、太陽光だらけになってしまう。景観の問題ではなくて地域の問題。農業協同組合と農政課と、使用者も含めて協議していきたい。このままにしていくと農作物を作る人がいなくて荒廃する。もう少し慎重に、農業協同組合と一緒に進めてほしいなと思っています。

#### ○林会長

田畑全てなのかと言ったら必ずしもそうではないと思う。どのように考えていますか。

#### ○生活環境課

1月の市長記者会見の件ですが、条例ではなく、12月に策定したガイドラインに関するもので、内容は市のホームページで公表しております。今回は、事業者「より守らせる」という意味で、ガイドラインよりも法的効力がある条例化を行うものです。農用地区域については、太陽光パネルの下で作物を作る営農型の場合は、支柱の部分だけの一時転用は必要ですが、その部分だけ一時転用の許可が取得できれば設置をすることは可能です。その部分については、委員がおっしゃる通り農業委員会の許可が必要になります。太陽光パネルの下に作物を作っていない野立て型の場合は、農用地区域からの除外をしないといけませんので、その手続きを市の農政課で行うこととなります。除外手続きを終えたうえで、農地転用を農業委員会にかけていただく流れです。また、所有者に制約がないということですが、市としては、設置にあたり工事を行う事業者が行う場合が多いので、そこについての制約という意味で事業者を対象にしたということですが、条例の中に、「地権者の方に説明を行ってください」ということを設けておりますので、周りで農業をやっている方に支障がないように太陽光パネルの設置をする際に気を付けていただくという形で考えているところです。

一等地には設置しないでいただきたいということですので、農用地区域は、もともと農業を進めたいという優良農地でございますので、その部分については許可を取ったうえで進めてくださいという意味で農用地区域を設定しているという内容です。

○林会長

今の説明ではなかなかわかりづらいこともあるかと思います。今村委員は農業協同組合の方ですから、農業協同組合、農業委員会、行政で取り扱いについて細部まで進めていただきたいと思います。どこにでも太陽光を作られては困る。街中に空き地があるので、どんどん進めるということは困るということもあって、そういう話を出した経過もあります。農地も含め、ここに設置してほしくないという場所もあります。そういうところは網掛けして外すということができるように進めていくのだと思いますので、農地すべてが対象となるわけではないと思います。その地区、その地区で問題がなければ、業者や地権者が周りの状況を何にも分からない状況で、契約を取っていった後に、ここに作ってほしくないと言っても遅いので、事業に着手する前に届け出をして、許可を取ってくださいということだと思います。

○小林委員

地域協議会の研修で太陽光発電に係るリスクを聞いたところ、火災が起きた場合は水での消化ではなく、化学薬品じゃないと消化できないという話を聞いている。リスクの説明をちゃんと聞いたうえで、街中の宅地に設置しているのか疑問。あとは、宅地、農地に設置するのは固定資産税がかかりますし、隣の人に草を刈ってくれと言われて、太陽光パネルを設置している人もいると思う。地主さんの気持ちもわかる。

○林会長

地主さんの気持ちもわかります。近隣住民にも了解を取ってくださいという話ですよ。そういうことで進めていただければと思います。また、農地については、細部について話し合いの場を設けた方が良いでしょうというのが、この地域協議会の中でのアドバイスです。それから、宅地等に設置する場合でも、隣近所等の了解を得てほしいということ。分からないうちに工事が進み、もう遅い話になってしまいますので。そうならないようにやっていただければと思います。

○今村委員

田園についてですが、街中を車で走ると分かるがバラバラ。家を建てようがバラバラ。太陽光に限らず、小高の街の中がおかしくなりそう。我々に大切なことは小高区の未来図の構想だと思う。小高区を将来的にどのよ

うにしていきたいのかという未来図を作って、そこに向かって我々が居て、進んでいく、というのがないのでバラバラなのだと思います。農業もバラバラ、商工会もバラバラ。正直、街にならないと思っている。農業の農地もそうなりつつある。我々の責務は将来を担う人たちのために、小高の未来図をちゃんと作って、そこに向かって進んでいくのが大切。小さなことをパラパラとやっているように感じる。小高に住んでいる人は利不便で、原町、鹿島、新地、福島に行った人は、有意義な生活をしているとなったら、私たちは何のために小高に戻って来たのか分からなくなる。誰も帰ってこなくなるのではないか。

#### ○小林委員

飯舘に行ってきました。飯舘は、徹底的に除染を行って、帰ってこれる環境を作っている。飯舘は土でしか生活できないんですが、それを徹底的に行っている。それが小高にはない。

#### ○林会長

飯舘の農地は全て客土されている。先日、飯舘に小菊の株をもらいに行った。その時に土を掘らせてもらったが、サクサクして良い土だった。小高はそういったことをやっていない。まして、除染レベルが低いところは、農地といっても、上の土を30cm下にひっくり返すだけ。仮置き場に置いた遮蔽土も使ってはいけないとのこと。問題ないと思うのだが。それを畑にでも撒けば良いと思う。

#### ○飯塚委員

エネルギー推進ビジョンがあって、現在92%の見通しとありますが、あと8%ですが、今後もどんどん進めていくのか。または、100%になったらある程度はストップするのか。

#### ○生活環境課

エネルギー推進ビジョン導入目標ですが、令和2年度で92%となっており、残り8%となっております。原町区と飯舘村の境に八木沢峠がありますが、風力発電所を13機建てる予定となっております。福島県環境影響評価条例を現在手続きしている最中ですので、完成については、令和7年度くらいを今のところ予定しております。それが完成しますと、100%近くまで達成する見込みです。



○林会長

小高については設置するのはいいが、景観上問題がないところをお願いします。今、農業をやる人はいませんが、整備された農地を与えられたら徹底的に農業をやる人もいるかもしれません。農業法人を立ち上げてやってくださっている方たちは、もっと大規模にしていきたいと思っています。ただ使える農地だけ、使いやすい農地だけを使うのではなく、耕作できなくても、全体を管理できるような立場になってもらわないと困る。管理費をもらう等の色々なやり方もあると思います。

心配な部分は、廃棄処分についてです。まだ国の方で廃棄処分について決まっていません。廃棄するときは売電をした業者が廃棄しないといけない。小木迫の方で太陽光を行っており、買い取りをするのに東北電力が鉄塔を建てた。その際に、将来的にここの売電が終わったらどうするのか尋ねたら、「売電した業者が鉄塔まですべてを壊します。」とのことだった。そこまでの資金力の余裕が必要。資金力がなく、放置されてしまう可能性も無きにしも非ず。

○今村委員

大体は30年契約か。

○会長

20年だと思われる。

○今村委員

基盤整備している田んぼの一等地を整備したいと言っているので、ダメと言っている。

○林会長

他に何もなければ、これで報告事項⑥を終了します。

#### 4. その他

○林会長

次に、その他「次回会議開催について」を議題といたします。第7回として2月16日(火)午後2時開催を予定しておりますが、よろしいでしょうか。場所は浮舟文化会館を予定しています。詳細が決まり次第、事務局は連絡をお願いします。

他に質問のある方はいますか。

○小高区市民総合サービス課

前回の地域協議会のその他の事項でご意見のありました、小高駅前から浮舟文化会館までの歩道の補修についてです。こちらは、県の管理となっております。管理している相双建設事務所に、複数回、補修の要望をしていた経過があります。改めて相双建設事務所に確認したところ、「時期は未定ではあるが、計画的に補修を進めていきたい。」と話がありました。現在の状況ですが、区役所の前を県道については、昨年補修が入りました。次はローソンの前を計画しているとのこと。そういった状況の中、痛みが激しいところを中心に優先順位をつけ補修をしていくと回答がありました。小高駅前ということもありますので、引き続き相双建設事務所には要望してまいります。

○林会長

他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ、以上を持ちまして小高区地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。

## 5. 閉会

令和2年度第6回小高区地域協議会会議録

会議録署名人 杉 重典

会議録署名人 小川 剛一 男